

第14回 栗原地域合併協議会

日 時 平成16年2月26日(木)
午後1時30分
場 所 金成町「やすらぎセンター」

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

協議 第39号の3 児童福祉事業について

協議 第49号 使用料、手数料の取扱いについて

協議 第50号 公共的団体等の取扱いについて

協議 第51号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議 第52号 コミュニティ施策について

協議 第53号 地方税の取扱い(その3)について

協議 第54号 国民健康保険事業の取扱いについて

5 提案事項

協議 第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議 第56号 病院・診療所事業の取扱いについて

6 その他

7 閉 会

児童福祉事業について

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 26 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

児童福祉事業について

- 1 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。
- 3 出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時まで調整する。

支給対象	出生日以前に引き続き 6 ヶ月以上新市に住所を有する保護者等。入学祝金については、出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等。	
出生祝金	第 1 子	20,000 円
	第 2 子	20,000 円
	第 3 子	50,000 円
	第 4 子	100,000 円
	第 5 子以降	200,000 円
入学祝金	第 3 子以降	100,000 円

平成 年 月 日 確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	児童福祉事業	関係項目																		
調整方針・調整内容	1 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 2 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。 3 出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時までに調整する。																			
	<table border="1"> <tr> <td>支給対象</td> <td>誕生日以前に引き続き6ヶ月以上新市に住所を有する保護者等。入学祝金については、出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等。</td> <td>出生祝金</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> </td> <td>出生祝金</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>第4子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子以降</td> <td>200,000円</td> </tr> </table> </td> <td>入学祝金</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>第3子以降</td> <td>100,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	支給対象	誕生日以前に引き続き6ヶ月以上新市に住所を有する保護者等。入学祝金については、出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等。	出生祝金	<table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	第1子	20,000円	第2子	20,000円	第3子	50,000円	出生祝金	<table border="1"> <tr> <td>第4子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子以降</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>	第4子	100,000円	第5子以降	200,000円	入学祝金	<table border="1"> <tr> <td>第3子以降</td> <td>100,000円</td> </tr> </table>	第3子以降
支給対象	誕生日以前に引き続き6ヶ月以上新市に住所を有する保護者等。入学祝金については、出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等。	出生祝金	<table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	第1子	20,000円	第2子	20,000円	第3子	50,000円	出生祝金	<table border="1"> <tr> <td>第4子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子以降</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>	第4子	100,000円	第5子以降	200,000円	入学祝金	<table border="1"> <tr> <td>第3子以降</td> <td>100,000円</td> </tr> </table>	第3子以降	100,000円	
第1子	20,000円																			
第2子	20,000円																			
第3子	50,000円																			
第4子	100,000円																			
第5子以降	200,000円																			
第3子以降	100,000円																			

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 児童館管理運営事業	なし	なし	なし	1、児童館：1か所 2、上記における受託事業者：高清水町社会福祉協議会 3、上記における独自事業：放課後児童保育 預かり保育 4、専任職員数：社協1名 児童指導員数：臨時1名 5、H15委託料：5,867,000円	なし	なし	1、児童館：細倉児童館(休館) 2、上記における受託事業：なし 3、上記における独自事業：なし 4、専任職員数：0名 児童指導員数：0名	なし	1、児童館：志波姫町立児童館 2、上記における受託事業者：なし 3、上記における独自事業：学童クラブ 子育て支援 自由来館児保育 母親クラブ 4、専任職員数：2名 児童指導員数：(専任職員と同一人2名) 5、H14事業費：11,560,000円	なし
2 学童保育事業	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：杉の子児童クラブ 2、管理運営：築館町 3、対象児数：42人 4、指導員：3人(非常勤) 5、活動場所：築館小学校内 6、活動日時：平日 12:30～18:30、長期休業期間中：8:00～18:30 7、利用料：月額 3,000円 平成15年度より土曜日は開設していない。 8、H14事業実績：2,192,000円	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：若柳町放課後児童クラブ 2、管理運営：若柳町(委託先：若柳町社会福祉協議会) 3、対象児数：平成14年度：29名 4、指導員：社会福祉協議会から雇用された2名の指導員が常時勤務 5、活動場所：若柳小学校内 6、活動日時：平日(月～金) 放課後～18:00、土日祝日なし、長期休業日(月～金) 8:00～18:00 7、利用料：月額6,200円/人(育成費・おやつ・文具等) 8、H15委託料：786,000円	なし	目的 原則として、おおむね小1～小6の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：児童クラブ(町単事業) 2、管理運営：社会福祉協議会(H15年から委託) 3、対象児数：51名 4、指導員：社協1名 児童指導員：臨時1名 5、活動場所：高清水町児童館 6、活動日時：平日：下校時～17:15 長期休み及び休校日：8:15～17:15 7、利用料：無し 8、H15事業費：児童館事業を含む	(参考 類似事業)(公民館児童室) 1.目的 小学校低学年児童に対して、豊かな心情と主体性・社会性を養うことを目的に、地域全体で健全な育成を図るとともに、特色(地域に合った)集団生活の場を提供する 2.実施状況 町内4小学校に通学する低学年(1年～3年)の児童を対象に、平日は放課後から午後6時まで、土曜日及び長期休業期間は午前8時から午後5時までで学区別に児童室を開催する。 開催場所 各公民館等公共施設 開催回数 185回前後 3.体制 教諭・保育士・子育て経験者等の児童室指導員 7名 社会教育指導員 1名 福祉 保健課 行政が管理 4.実績 平成14年4月22日～平成15年3月26日までのおよそ180日 4地区児童室 年間計16,369人 予算(15年度) 7,516千円	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：放課後児童クラブ 2、管理運営：瀬峰町 3、対象児数：20名 4、指導員：5名(交替制) 5、活動場所：小学校空教室 6、活動日時：平日：13:00～18:30、土曜日及び長期休みは8:00～18:30 7、利用料：2,000円 8、H14事業実績：4,224,888円	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：放課後児童クラブ 2、管理運営：鶯沢町(社会福祉協議会に委託) 3、対象児数：14名 4、指導員：4名 5、活動場所：鶯沢小学校空き教室 6、活動日時：平日(月～金)放課後～18:00(冬期は17:30)、土曜日8:00～19:00(冬期は17:30)、日祝祭日はなし、学校休業日(振替休日等)8:00～18:00、長期休業日(夏期)8:00～18:00、長期休業日(冬期)8:30～17:30 7、利用料 利用料 3,000円/人 おやつ代等 1,500円/人 保険料 年2,000円/人 8、H14事業実績：2,191,722円	なし	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：学童クラブ 2、管理運営：志波姫町 3、対象児数：30名 4、指導員：2名(うち臨時1名) 5、活動場所：志波姫町立児童館 6、活動日時：平日・土・長期休業も保育有、7:45～18:00 7、利用料：おやつ・教材費として月2,000円 8、H14事業費：児童館事業を含む	なし
3 出生祝金支給事業	1、支給者：引き続き3年以上町内に住所を有し、第3子以降の子を出生した者に支給。また、該当児童が小学校に入学した際、祝金を支給。 2、出生祝金支給額：(1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子以降 30万円 3、入学祝金支給額：(1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子以降 10万円 4、H14事業実績 出生祝金：17件 510万円 入学祝金：-件 -万円	なし	なし	なし	1、支給者：引き続き3か月以上町内に住所を有し、二人以上の児童を扶養しており第3子出生から支援 2、出生祝金支給額：(1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子 10万円 (4)第4子 20万円 (5)第5子以降 30万円 3、入学祝金支給額：なし 4、H14事業実績 出生祝金：3子 6件 60万円 出生祝金：4子 2件 40万円 出生祝金：5子 -件 -万円	1、支給者：引き続き6か月以上町内に住所を有し、町内に住所を有する母親又は保護者 2、出生祝金支給額：(1)第1子 10万円 (2)第2子 12万円 (3)第3子 15万円 3、入学祝金支給額：なし 4、H14事業実績 出生祝金：1子 20件 200万円 出生祝金：2子 16件 192万円 出生祝金：3子 5件 75万円	1、支給対象者：誕生日以前に引き続き3ヶ月以上町内に住所を有する保護者等 2、出生祝金支給額：第1子 3万円 第2子 3万円 第3子以上 5万円 3、入学祝金支給額：なし 4、H14事業実績 出生祝金：1・2子 17件 51万円 出生祝金：3子 2件 10万円	なし	なし	

参 考 事 項

商工観光関係施設

栗駒町				
町営駒の湯キャンプ場				
	宿 泊		日 帰 り	
	16歳以上	小学生及び中学生	16歳以上	小学生及び中学生
キャンプ場(1人)	500	300	300	100
ケビン(3人用)	800		400	
ケビン(8人用)	20,000	原則として16歳以下の者のみに貸し出ししない	10,000	原則として16歳以下の者のみに貸し出ししない
バンガロー	4,000		2,000	
テニスコート(1時間当たり)	16歳以上 700円		中学生以下 400円	
未就学児は無料とする				

減免規定あり
 使用料の減免
 町内の学校が学校行事として使用する場合…50%
 町民が地域の行事として行う場合…30%
 50人以上の団体の場合…20%
 30人以上の団体の場合…10%

栗駒オートキャンプ場			
使用区分	使用基準	利用料金	
		上限額	下限額
入場料	1使用につき大人1人	600	300
	1使用につき子供1人	400	200
有料の施設等	多目的室	1時間につき	1,000 500
	個別サイト	サイトA 1泊につき	8,000 4,000
		サイトB 1泊につき	6,000 3,000
	フリーサイト	サイトC 1泊につき	4,000 2,000
	洗濯機・乾燥機(コイン式)	1回につき	400 200
ガスコンロ(コイン式)	1回につき	200 100	

備考 大人とは中学生以上をいい、子供とは小学生をいう。

減免規定あり
 栗駒町オートキャンプ場条例
 第10条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 栗駒町オートキャンプ場条例施行規則
 第9条 条例第10条の規定により利用料金の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

ハイルザーム栗駒				
施設区分	使用区分	利用料金		備考
		上限額	下限額	
宿泊室	1人当たり	10,000	3,000	入湯税別、アトリウム利用を含む
プール	日帰り1日当たり	1,500	500	入湯税別、アトリウム利用を含む
温泉	日帰り1日当たり	1,000	200	
カラオケ室	1室1時間当たり	3,000	1,000	
休憩室	10帖1間1時間当たり	2,000	500	
アトリウム	貸切1時間当たり	20,000	100	

減免規定あり
 栗駒町温泉保養施設条例
 第11条 管理受託者は、必要があると認める場合は、第9条に定める額の一部又は全部を減免することができる。
 栗駒町温泉保養施設条例施行規則
 第6条 条例第11条に定める利用料金の全部又は一部を減免する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

高原創造センター(山脈ハウス)使用料 無料

金成町			
金成延年閣			
区分	対象者等	利用料金	
		上限額	下限額
入館券	2時間を超える利用者(1日券)	大人(中学生以上) 750円	500円
		子ども(小学生) 450円	300円
	2時間以内の利用者(時間券)	大人(中学生以上) 320円	200円
		子ども(小学生) 200円	100円
	午後5時以降の利用者(夕券)	大人(中学生以上) 320円	200円
		子ども(小学生) 200円	100円
小休憩室	1時間当り	1,500円	1,000円
大休憩室	入館券使用者	無料	無料
小浴場	1時間当り	1,500円	1,000円
小会議室	1時間当り	1,500円	1,000円
休憩室1号	1時間当り	2,250円	1,050円
休憩室2号	入館券使用者	無料	無料
	団体客が貸切使用の場合 1時間当り	3,000円	2,000円
休憩室3号	入館券使用者	無料	無料
	団体客が貸切使用の場合 1時間当り	7,500円	5,000円

金成延年閣ゲートボール場			
区分	単位	利用料金	
		上限額	下限額
屋内ゲートボール場	1時間	1,500円	1,000円
屋外ゲートボール場	1時間	300円	200円

金成延年閣備品等				
種別	単位	利用料金		摘要
		上限額	下限額	
名入り浴衣	1枚	450円	300円	
茶羽織	1枚	300円	200円	
カラオケ	1曲	300円	200円	レーザーデスク使用
カラオケ	1曲	200円	100円	CD使用(小休憩室)
カラオケ	貸切り	7,500円	5,000円	CD使用(小休憩室)
バスタオル	1枚	300円	200円	
下足ロッカー	1個	20円	10円	
コインロッカー	1個	200円	100円	
将棋	1日	450円	300円	
囲碁	1日	450円	300円	
マーじゃん	1日	1,500円	1,000円	

減免規定あり
 金成町保養センターの設置及び管理に関する条例
 第11条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 金成町保養センター管理規則
 第5条 条例第11条の規定により利用料金の全部又は一部を免除する場合においては、管理受託者は利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

栗駒町営スキー場			
1 ロープトウ使用料			
区分	1回券	11回券	1日券
中学生以上	100円	1,000円	1,500円
小学生以下または60歳以上	80円	800円	1,000円
2 貸スキー等使用料			
区分	中学生以上	小学生以下または60歳以上	
スキー一式	2,000円	1,500円	
スキーのみ	1,500円	1,000円	
スキー靴のみ	800円	500円	
ストックのみ	500円	300円	
スノーボード一式	2,500円	2,000円	
スノーボードのみ	2,000円	1,500円	
スノーボード靴のみ	1,000円	800円	

減免規定あり
 栗駒町営スキー場条例
 第6条第2項 町長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。
 栗駒町営スキー場管理規則
 第4条 条例第6条第2項の規定による貸スキー等使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。
 (1) 貸スキー等使用料
 ア 栗駒町主催のスキー教室 50パーセント
 イ 町内の学校が学校行事として行うスキー教室 50パーセント
 ウ 町民が地域行事として行う児童生徒(中学生以下)のスキー教室 30パーセント
 エ 50人以上の団体 20パーセント
 オ 30人以上の団体 10パーセント
 (2) ロープトウ使用料
 ア 50人以上の団体 20パーセント
 イ 30人以上の団体 10パーセント
 ウ 町内の学校が学校行事として行うスキー教室 無料

花山村				
花山青少年旅行村施設				
施設項目	規格	単位	使用料	摘要
入場料	1人1日	高校生以上	150	環境整備等50人以上の団体に1割
		中学生以下	100	
コテージ	6人用	1棟1泊 4人まで	10,500	増員1人 高校生以上2,620円 中学生以下2,100円
バンガローテント	6人用	1張り 1泊	2,100	日帰り 1,050円
普通テント	5人用	1張り 1泊	1,050	日帰り 520円
テントサイド		1張り 1泊	520	日帰り 260円
タープ	1式	1張り 1泊	520	日帰り 310円
	畳室 10人用	2時間以内	520	
集会室	床室 15人用	2時間以内	520	
	普通車	1台 1泊	1,050	限定30台以内
車両進入料	オートバイ	1台 1泊	310	限定10台以内
炊事用具	5人用 1式	1泊以内	520	
芋煮会用鍋	1式	1泊以内	300	
グリル鉄板・網	1枚	1泊以内	300	
ランタン・ランプ	1個	1泊以内	100	乾電池別
入浴料	1人用	1回	200	
暖房料	ガスストーブ	1泊以内	1,050	コテージのみ
洗濯機		1回 30分	200	
乾燥機		1回 30分	200	
テニスコート	1コート	1時間以内	520	
テニスラケット	1本	1時間以内	100	
バレーコート	1コート	1時間以内	520	
運動広場	専用使用の場合	2時間以内	520	1時間超過 520円
運動用具	1ヶ	2時間以内	100	1時間超過 100円
ガラス箱セット	1セット	1日	300	
釣竿セット	1セット 餌無	1日	300	
休憩料	大型バス	1日	520	施設等使用の場合

減免規定あり
 花山青少年旅行村条例
 第6条 村長は特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。
 同 施行規則
 第6条 条例第6条の使用料の減免を認める場合は使用の目的が村長及び花山村に住所を有する青少年が社会教育のため使用する場合に限るものとする

花山村地域産物展示販売施設

使用料	年額 180,000円
-----	-------------

 (管理受託者の施設の使用にかかる使用料)
 減免規定あり
 花山村地域産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例
 第7条 村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
 花山村地域産物展示販売施設の管理及び運営に関する規則
 第10条 条例第7条の規定により使用料の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、使用料の免除の基準を定め、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

国民健康保険事業 / 財政調整基金 残高調

単位:千円

基金の名称	H14年度末 現在高	H15年度		
		積立見込	取崩見込	残高見込
築館町 国民健康保険会計財政調整基金	103,521	20,000	45,500	78,021
若柳町 国民健康保険事業財政調整基金	246,037	90,050	100,000	236,087
栗駒町 国民健康保険事業財政調整基金	281,223	15,000	80,323	215,900
高清水町 国民健康保険事業財政調整基金	46,644	11,100	25,000	32,744
一迫町 国民健康保険事業財政調整基金	61,066	36,000	22,500	74,566
瀬峰町 国民健康保険事業財政調整基金	142,225	27,000	83,659	85,566
鷺沢町 国民健康保険事業財政調整基金	95,369	1,003	20,000	76,372
金成町 国民健康保険事業財政調整基金	278,761	28,205	91,000	215,966
志波姫町 国民健康保険事業財政調整基金	146,093	50,000	70,000	126,093
花山村 国民健康保険事業財政調整基金	173,141	15,100	30,000	158,241
	1,574,080	293,458	567,982	1,299,556

「残高見込」は、平成16年2月1日現在の数値

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 26 日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

- 1 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。
- 2 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。
- 3 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。
- 4 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。
- 5 迫町外三町排水組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。
- 6 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。
- 7 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成している協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。
- 8 公平委員会等の合併関係町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併関係町村間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	栗原地域医療組合
調整方針・調整内容	1 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。		

参考事項

栗原地域医療組合
現状

(1) 設立年月日
平成10年1月21日

(2) 構成町村
築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村

(3) 理事長
築館町長 千葉徳穂

(4) 業務内容
栗原中央病院の医療業務

一般職の職員
職員定数及び実職員数(H15.4.1現在) (単位:人)

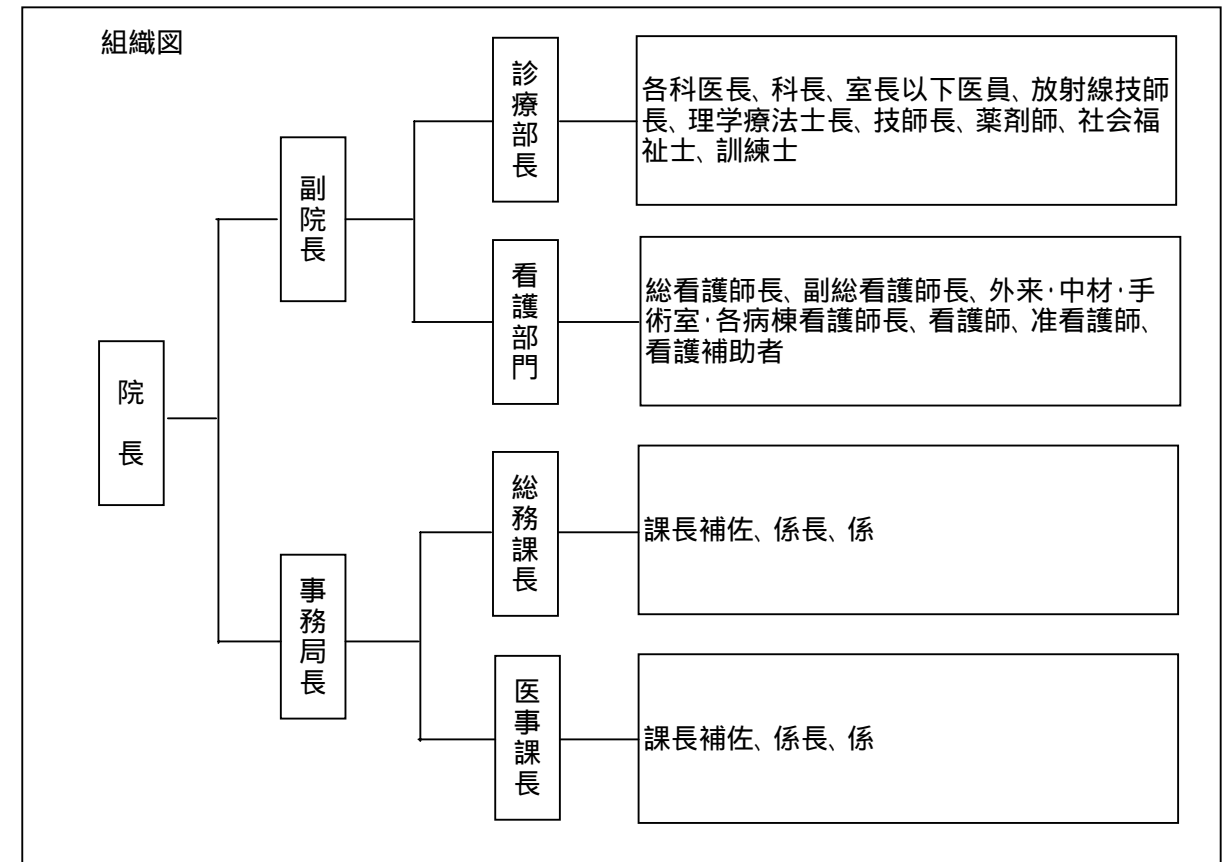
項目	定数	職員数	備考
医師		20	
医療技術職		33	
看護師		129	(4人)、町村から派遣の職員8人
准看護師		19	(2人)、町村から派遣の職員3人
看護助手		17	(17人)
一般行政職		21	町村から派遣又は出向の職員18人
技能労務職		5	(2人)、町村から派遣又は出向の職員5人
合計	285	244	(25人):()内臨時職員、町村から派遣又は出向の職員34人

財産(H15.3.31現在) (単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			備品(車両)			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	乗用車	貨物車	その他	基金名	金額			
栗原地域医療組合	40,000.00		21,290.00	21,290.00	2	1				13,008,038	23,067	
(単位:千円)												
有形固定資産	土地		1,592,764									
	建物		8,903,415									
	構築物		230,917									
	機械・備品		2,385,532									
	車輛		4,537									
	合計		13,117,165									

[参考] 職名及び階級に関する事項

職階	職名	区分	主な職務の級	職員数	主な職務の級	職員数	
8級	事務局長の職務又は、職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとしての課長及びこれに相当する職務	行政職給料表適用者分	課長級	7・8級	3	6級	1
			課長補佐級	5・6級	10	5級	6
			主任主査級			4級	3
7級	課長の職務又は職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとしての参事等の職務	行政職給料表適用者分	係長	4級		3級	6
			主査級			2級	6
			主任級	3・4級	2	1級	11
6級	困難な職務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとしての副参事	行政職給料表適用者分	主事級	1・2級	4	計	33
			主事補級			6級	1
			計		19	5級	
5級	課長補佐の職務又は職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとしての主幹等の職務	行政職給料表適用者分				4級	16
						3級	34
						2級	91
4級	係りの長の職務又は職務の複雑困難及び責任の度がこれと同程度のものとしての主任、主任技師の職務	行政職給料表適用者分				1級	
						計	142
3級	主任又は主任技師の職務、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	行政職給料表適用者分					
2級	主事又は技師の職務	医療職給料表(一)適用者分				4級	6
						3級	4
						2級	9
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	医療職給料表(一)適用者分				1級	1
						計	20



参 考 事 項			
栗 原 中 央 病 院			
項 目 名		項 目 名	
1、病院の管理・運営		3、手数料(診療に係る諸証明) (消費税を除く) 手数料	
施設名	栗原中央病院	普通診断書	3,000円
開院年月日	平成14年 7月 1日	健康診断書	3,000円
所在地	築館町字下宮野桜町25番地	身体検査書	
病床数	277 床	特殊診断書	
一般	250 床	恩給用	7,000円
その他	(療養型) 27 床	年金疾病用	10,000円
診療科目	診療科目 13診療科	諸種保険用	5,000円
及び診療時間	内科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、皮膚科、麻酔科、精神・神経科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科	警察・裁判用	警察、5,000円 裁判、10,000円
	診療時間 8:00 ~ 16:00	生命保険死亡診断書	10,000円
運営形態	医療組合	生命保険調査書	5,000円
介護保険事業者の有無		身体障害者手帳証明書	5,000円
職 員	(医師)20名	血液型等結果証明書	
(平成15年4月1日現在)	(薬剤師)5名	一般証明書	2,000円
()内非常勤・臨時	(放射線技師)8名	診療費証明書	5,000円
	(臨床検査技師)11名	育成医療意見書	3,000円
	(臨床工学技士)1名	自賠責保険診断書	5,000円
	(理学療法士)4名	自賠責診療明細書	
	(作業療法士)1名	診断料	
	(視能訓練士)1名	2ヶ月まで	3,000円
	(管理栄養士)1名	3ヶ月まで	6,000円
	(栄養士)1名	4ヶ月以上	9,000円
	(看護師)129名(4名)	障害保険診断書	5,000円
	(準看護師)19名(2名)	死亡診断書	3,000円
	(看護助手)17名(17名)	屍体検案書	5,000円
	(事務職員)20名(1名)	屍体検案料	30,000円
	(社会福祉士)1名	時間外・休日	60,000円
	(業務員)5名(1名)	深夜	90,000円
	計244名(25名)	医療保険事情調査票	
2、運営協議会等	なし	労災証明書	
		労災後遺症診断書	
		労災障害補償診断書	
		診察券(再発行)	200円
		介護保険主治医意見書	
		イ 在宅 新規	5,000円
		更新	4,000円
		ロ 施設 新規	4,000円
		更新	3,000円
		4、使用料	
		個室	
		・特別室A(1人室)	8,000円
		・特別室B(1人室)	5,000円
		・特別室C(2人室)	3,000円
		付添者用寝具料	300円
		病衣	50円

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合・鶯沢町外一ヶ町共有林野組合
調整方針・調整内容	2 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。		

参考事項

鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合
現状

- (1) 設立年月日
大正13年2月15日
- (2) 構成町村
築館町・若柳町・栗駒町・高清水町・一迫町・瀬峰町・鶯沢町・金成町・志波姫町・花山村・古川市
- (3) 管理者
若柳町長 菅原 郁夫
- (4) 業務内容
共有林維持管理に関する事

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合	2	町職員兼務

財産 (単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建 物			備 品 (車 両)			基 金		地方債等	債務負担行為に基 づく平成15年度の 支出予定額	備考
		木 造	非 木 造	計	乗 用 車	貨 物 車	そ の 他	基 金 名	金 額			
鶯沢町外一市九ヶ 町村共有林野組合	3,350,209							財政調整基金	15,576			
合計	3,350,209								15,576			

鶯沢町外一ヶ町共有林野組合
現状

- (1) 設立年月日
明治33年6月25日
- (2) 構成町村
鶯沢町・栗駒町(桜田地区)
- (3) 管理者
鶯沢町長 葛岡 重利
- (4) 業務内容
共有林維持管理

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
鶯沢町外一ヶ町共有林野組合	1	町職員兼務

財産 (単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建 物			備 品 (車 両)			基 金		地方債等	債務負担行為に基 づく平成15年度の 支出予定額	備考
		木 造	非 木 造	計	乗 用 車	貨 物 車	そ の 他	基 金 名	金 額			
鶯沢町外一ヶ町共 有林野組合	7,691,904.50							財政調整基金	60,498		5,513	
合計	7,691,904.50								60,498		5,513	

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	栗駒町・金成町共有林野組合・鹿島堰組合
調整方針・調整内容	3 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。		

参考事項

栗駒町・金成町共有林野組合

現状

- (1) 設立年月日
昭和42年9月22日
- (2) 構成町村
栗駒町・金成町
- (3) 管理者
栗駒町長 大関健一
- (4) 業務内容
共有林野に関する一切の事務に関すること

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
栗駒町・金成町共有林野組合	1	町職員兼務

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			備品(車両)			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	乗用車	貨物車	その他	基金名	金額			
栗駒町金成町共有林野組合	989,776.00											
合計	989,776.00											

鹿島堰組合

現状

- (1) 設立年月日
明治22年10月7日
- (2) 構成町村
築館町・栗駒町・一迫町
- (3) 管理者
一迫町長 佐藤覚次郎
- (4) 業務内容
組合町の灌漑に要する、鹿島堰江筋に関する事務

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
鹿島堰組合	3	町職員兼務

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			備品(車両)			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	乗用車	貨物車	その他	基金名	金額			
鹿島堰組合					1							
合計					1							

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	杭ヶ浦組合・迫川右岸内水処理組合
調整方針・調整内容	4 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。		

参考事項

杭ヶ浦組合

現状

- (1) 設立年月日
明治30年11月27日
- (2) 構成町村
若柳町・志波姫町
- (3) 管理者
若柳町長 菅原 郁夫
- (4) 業務内容
農業用水利施設の維持管理

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
杭ヶ浦組合	3	町職員兼務

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			機械設備			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	ポンプ	樋門	その他	基金名	金額			
杭ヶ浦組合												
・杭ヶ浦機場及び水路		74.00		74.00	2							
・落し堀機場			102.06	102.06	1							
合計		74.00	102.06	176.06	3							

迫川右岸内水処理組合

現状

- (1) 設立年月日
昭和42年3月22日
- (2) 構成町村
築館町・若柳町・志波姫町・迫町
- (3) 管理者
若柳町長 菅原 郁夫
- (4) 業務内容
農業用水利施設の維持管理

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
迫川右岸内水処理組合	3	町職員兼務

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			機械設備			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	ポンプ	樋門	その他	基金名	金額			
迫川右岸内水処理組合								財政調整基金	689			
・山王第2排水機場	28,388.56		231.20	231.20	2							
・山王旧排水機場			104.00	104.00	1							
・大江堀												
・大西堤防塘						1						
・のんき裏余水吐						2						
・山王樋門												
合計	28388.56		335.20	335.20	3	3			689			

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	迫町外三町排水組合・若柳町外五町土地開発公社
調整方針・調整内容	5 迫町外三町排水組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。 6 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。		

参考事項

迫町外三町排水組合

現状

- (1) 設立年月日
昭和40年9月1日
- (2) 構成町村
築館町・若柳町・志波姫町・迫町
- (3) 管理者
迫町長
- (4) 業務内容
水門の維持管理、排水機場及び付属施設の維持管理

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
迫町外三町排水組合		

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			機械設備			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	ポンプ	樋門	その他	基金名	金額			
仮屋排水機場	1,540.00	0	298.55	298.55	3			財政調整基金	17,593			
						1 (樋管)						
						3						
合計	1,540.00		298.55	298.55	3	1	3	財政調整基金	17,593			

若柳町外五町土地開発公社

現状

- (1) 設立年月日
昭和48年8月17日
- (2) 構成町村
築館町・若柳町・栗駒町・金成町・志波姫町・石越町
- (3) 管理者
若柳町長 菅原郁夫
- (4) 業務内容
公共用地、公用地等の取得、管理、処分等に関する事

一般職の職員
職員定数及び実職員数 (単位:人)

項目	職員数	備考
若柳町外五町土地開発公社	2	町職員兼務

財産

(単位:千円・台・㎡)

項目	土地	建物			備品(車両)			基金		地方債等	債務負担行為に基づく平成15年度の支出予定額	備考
		木造	非木造	計	乗用車	貨物車	その他	基金名	金額			
若柳町外五町土地開発公社	90,099.77								9,224	717,314		
合計	90,099.77								9,224	717,314		

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	その他
調整方針・調整内容	7 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成されている協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。 8 公平委員会等の合併関係町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併関係町村間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市に引き継ぐものとする。		

参 考 事 項

地方自治法(昭和22年、法律第67号)抜粋
(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
(第3項～第6項省略)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
(第2項～第3項省略)

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
(第3項～第6項省略)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときはこの限りでない。

土地開発公社に関する法令

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定により主務大臣は又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。(第2項省略)

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)
(議決及び認可を要しない定款の変更)

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の変更
- 二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

協議会(地方自治法252条の2に基づくもの)

(例)

名称	構成町村等	業務内容	管理者等
栗原地域水道水質検査協議会	築館町、若柳町、栗駒町、一迫町、鷲沢町、金成町、志波姫町、花山村	水質検査等に関する業務	若柳町長
大崎地方水道水質検査協議会	古川市、大和町、大衡村、松山町、大郷町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町、瀬峰町、高清水町	水質検査等に関する業務	古川市長

事務の委託(地方自治法第252条の14に基づくもの)

(例)

受託団体	委託団体	委託の内容	備考
宮城県(人事委員会)	白石市、角田市、多賀城市、岩沼市及び59町村、43一部事務組合	勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申し立ての審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務	
志波姫町	築館町、高清水町、瀬峰町、金成町	学校給食に関する共同処理業務	栗原南部給食センター
築館町	若柳町、一迫町、	玉沢土地改良事業による施設の維持管理事務	
若柳町	築館町、一迫町、志波姫町	土地改良事業に伴う基幹水利施設管理に関する事務	

協議第56号

病院・診療所事業の取扱いについて

病院・診療所事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 2月26日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

病院・診療所事業の取扱いについて

- 1 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
- 2 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
- 3 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。
- 4 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 5 手数料については、合併時まで調整するものとする。
- 6 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協議項目	病院・診療所事業の取扱いについて	関係項目	病院・診療所事業の取扱いについて
調整方針・調整内容	1 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。 2 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。 3 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。 4 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。 5 手数料については、合併時まで調整するものとする。 6 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。		

参 考 事 項										
項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1、病院の管理・運営										
施設名		若柳町国民健康保険病院	栗駒町国民健康保険病院							
開院年月日		昭和33年7月7日	昭和28年10月28日							
所在地		若柳町字川北古川130-5	栗駒町岩ヶ崎八日町69							
病床数		120床 一般 86床 その他(療養型)34床	110床 60床 その他(療養型)50床							
診療科目及び診療時間		内科・外科・整形外科・産婦人科 耳鼻咽喉科・小児科 リハビリテーション科・麻酔科 皮膚科・形成外科 診療時間 9:00～16:00	内科・外科・整形外科・眼科・泌尿器科・循環器科 皮膚科 診療時間 8:30～17:15							
運営形態		直営	直営							
介護保険事業者の有無		指定居宅介護支援事業所								
職員 (平成15年4月1日現在) ()内非常勤・臨時		(医師)8名 (薬剤師)4名 (放射線技師)3名 (臨床検査技師)4名 (理学療法士)3名 (管理栄養士)1名 (マッサージ師)1名 (栄養士)0名 (看護師)60名(5名) (准看護師)23名(7名) (看護助手)13名(13名) (事務職員)7名 (業務員)1名 計128名(25名)	(医師)3名 (薬剤師)2名 (放射線技師)2名 (臨床検査技師)3名 (理学療法士)0名 (管理栄養士)0名 (マッサージ師)0名 (栄養士)1名 (看護師)29名 (准看護師)13名(7名) (看護助手)13名(13名) (事務職員)9名(2名) (業務員)0名 計75名(22名)							
2、診療所の管理・運営										
施設名			栗駒町国民健康保険文字診療所	栗駒町耕英へき地診療所	高清水町国民健康保険診療所	瀬峰町国民健康保険診療所	国民健康保険鶯沢町医院	萩野診療所		花山村国民健康保険診療所
開院年月日			昭和7年 月 日	昭和43年11月1日	昭和25年10月25日	昭和60年4月1日	昭和23年4月 日(病院) 昭和48年5月21日(診療所)	昭和33年6月 日		昭和31年4月1日
所在地			栗駒町文字葛峰前12	栗駒町沼倉耕英東50	高清水町字桜丁7	瀬峰町藤沢字長者原37-2	鶯沢町字南郷下久保21	金成町有馬字有壁上原前		花山村字本沢久保36-9
病床数			0床	0床	0床	0床	0床	0床		0床
診療科目及び診療時間			内科 毎週火曜日 診療時間 13:00～16:00	内科 5月～11月毎週木曜日 診療時間 14:00～15:00	内科 診療時間 9:00～17:00	内科 診療時間 8:30～17:15	内科・歯科(委託) 診療時間 9:00～17:00(内科) 診療時間 9:00～18:00(歯科)	内科・小児科・整形外科・リハビリテーション 診療時間 9:00～17:00		内科・眼科 診療時間 9:00～17:00(内科) 診療時間 14:00～16:00(眼科)
運営形態			直 営	直 営	直 営	直 営	直 営	直 営		直 営
介護保険事業者の有無			無	無	無	無	無	無		無
職員 (平成15年4月1日現在) ()内非常勤・臨時			栗駒町国民健康保険病院から医師等派遣	栗駒町国民健康保険病院及び開業医から医師等派遣	(医師)1名(名) (看護師) (准看護師)3名(名) (事務職員)1名(名)	(医師)1名(名) (看護師)3名(名) (准看護師) (事務職員)1名(名)	(医師)1名(名) (看護師)2名(1名) (准看護師)1名(名) (事務職員)3名(1名)	(医師) (看護師) (准看護師) (事務職員)		(医師)2名(1名) (看護師)3名(名) (准看護師) (事務職員)1名(名) (その他) 名(5名)
3、運営協議会										
		若柳町国民健康保険病院運営審議会 (設置) 若柳町国民健康保険病院の運営に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき審議会を置く。 (委員構成) ・委員は7名以内(現員数6名) ・学識経験者 1名 ・公益代表者 5名 (任期) 平成15年1月20日～平成17年1月19日 (報酬等) 報 酬 会 長 4,300円/日額 その他 4,000円/日額 費用弁償 1,700円/日額	栗駒町国民健康保険病院運営委員会 (設置) 栗駒町国民健康保険病院を適正、円滑に運営し、公的医療施設として医療の普及及び向上に協力する。 (委員構成) ・町民代表 6名 ・学識経験者 2名 (任期) 平成14年3月1日～平成16年3月31日 (報酬等) 報 酬 4,000円/日額 費用弁償 1,500円/日額	高清水町国民健康保険診療所運営委員会 (設置) 診療所運営に関し必要とする事項を審議するため運営委員会を置く。 (委員構成) ・被保険者代表 2名 ・公益代表 2名 ・診療代表 1名 (任期) 平成14年4月1日～平成16年3月31日 (報酬等) 報 酬 4,800円/日額 費用弁償 1,500円/日額		国民健康保険診療所運営委員会 (設置) 診療所運営に関し必要とする事項を審議するため運営委員会を置く。 (委員構成) ・被保険者代表 4名 ・公益代表 2名 ・診療代表1名 (任期) 平成15年9月11日～平成17年9月10日 (報酬等) 報 酬 5,000円/日額 費用弁償 1,000円/日額	鶯沢町国民健康保険運営協議会 (設置) 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条に基づき、協議会を設置する。 (委員構成) ・被保険者代表 3名 ・公益代表 3名 ・保険医・薬剤師代表3名 (任期) 平成15年10月1日～平成17年9月30日 (報酬等) 報酬(会長)4,500円/日額 報酬(委員)4,300円/日額 費用弁償 800円/日額		花山村国民健康保険運営協議会 (設置) 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条に基づき、協議会を設置する。 (委員構成) ・被保険者を代表する委員2人 ・保険医又は薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員2人 (任期) 平成15年4月1日～平成17年3月31日 (報酬等) 報酬(会長)4,800円/日額 報酬(委員)4,600円/日額 費用弁償 1,900円/日額	

栗原地域合併協議会の調整内容

参 考 事 項						
項 目 名	若柳町	栗駒町	高清水町	瀬峰町	鶯沢町	花山村
4、病院・診療所の組織体制	<p>若柳町国民健康保険病院</p>	<p>栗駒町国民健康保険病院</p>	<p>高清水町国民健康保険診療所</p>	<p>瀬峰町国民健康保険診療所</p>	<p>国民健康保険鶯沢町医院</p>	<p>花山村国民健康保険診療所</p>
		<p>参考 栗原中央病院</p>	<p>栗駒町国民健康保険文字診療所</p> <p>栗駒町耕英へき地診療所</p>			

参 考 事 項			
栗 原 中 央 病 院			
項 目 名		項 目 名	
1、病院の管理・運営		3、手数料(診療に係る諸証明) (消費税を除く) 手数料	
施設名	栗原中央病院	普通診断書	3,000円
開院年月日	平成14年 7月 1日	健康診断書	3,000円
所在地	築館町字下宮野桜町25番地	身体検査書	
病床数	277 床	特殊診断書	
一般	250 床	恩給用	7,000円
その他	(療養型) 27 床	年金疾病用	10,000円
診療科目	診療科目 13診療科	諸種保険用	5,000円
及び診療時間	内科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、皮膚科、麻酔科、精神・神経科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科	警察・裁判用	警察、5,000円 裁判、10,000円
	診療時間 8:00 ~ 16:00	生命保険死亡診断書	10,000円
運営形態	医療組合	生命保険調査書	5,000円
介護保険事業者の有無		身体障害者手帳証明書	5,000円
職 員	(医師)20名	血液型等結果証明書	
(平成15年4月1日現在)	(薬剤師)5名	一般証明書	2,000円
()内非常勤・臨時	(放射線技師)8名	診療費証明書	5,000円
	(臨床検査技師)11名	育成医療意見書	3,000円
	(臨床工学技士)1名	自賠責保険診断書	5,000円
	(理学療法士)4名	自賠責診療明細書	
	(作業療法士)1名	診断料	
	(視能訓練士)1名	2ヶ月まで	3,000円
	(管理栄養士)1名	3ヶ月まで	6,000円
	(栄養士)1名	4ヶ月以上	9,000円
	(看護師)129名(4名)	障害保険診断書	5,000円
	(準看護師)19名(2名)	死亡診断書	3,000円
	(看護助手)17名(17名)	屍体検案書	5,000円
	(事務職員)20名(1名)	屍体検案料	30,000円
	(社会福祉士)1名	時間外・休日	60,000円
	(業務員)5名(1名)	深夜	90,000円
	計244名(25名)	医療保険事情調査票	
2、運営協議会等	なし	労災証明書	
		労災後遺症診断書	
		労災障害補償診断書	
		診察券(再発行)	200円
		介護保険主治医意見書	
		イ 在宅 新規	5,000円
		更新	4,000円
		ロ 施設 新規	4,000円
		更新	3,000円
		4、使用料	
		個室	
		・特別室A(1人室)	8,000円
		・特別室B(1人室)	5,000円
		・特別室C(2人室)	3,000円
		付添者用寝具料	300円
		病衣	50円